

議案第 56 号

市川市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関する条例の制定について

市川市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関する条例

教育長の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止等)
- 2 市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和 32 年条例第 12 号)は、廃止する。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日前に支給事由の生じた前項の規定による廃止前の市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例第 2 条第 1 項の給与及び同日前に出発した旅行に係る同条例第 3 条の旅費の支給については、なお従前の例による。

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が特別職となり、その職務専念義務が定められたことに伴い、その勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件について定めるとともに、市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。